

## (旅行業新規・更新登録)

※△は該当する場合に提出すること。また、この他、必要に応じて書類の提出を求めることがある

	書類名	法人	個人	備考
1	香川県証紙 新規：24,000円 更新：17,000円			(電子申請の場合はオンライン決済)
2	登録申請書(1) (第1号様式)	○	○	申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書の「本店所在地」を、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。
	登録申請書(2) (第1号様式-2)	△	△	その他の営業所(支店)がある場合に提出すること。
	登録申請書(3) (第1号様式-3)	△	△	旅行業者代理業者がある場合に提出すること。
3	定款(写)又は寄付行為(写)	○		「目的」は「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とし、最新のを提出すること。
4	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	○		申請日を含めて概ね3か月以内に発行され、最新の内容であるものを提出すること。
	住民票		○	申請日を含めて概ね3か月以内に発行されたもの。(マイナンバーが記載されたものは不可)
5	欠格事由に該当しない旨の宣誓書(第19号様式)	○	○	法人においては、監査役を含む役員全員の宣誓書で、本人が自署したもの。
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局の組織図、従業員数を記入するとともに、旅行業務取扱管理者を明示すること。この場合、国内旅行のみを取り扱う営業所と国内旅行及び海外旅行について取り扱う営業所の別を明記すること。
7	直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	○		設立後最初の決算期を終了していない法人の場合は、会社設立時の貸借対照表を提出すること。
	直近の事業年度における決算に関する監査証明又は納税申告書の写しその他資産負債の明細書	○	○	納税申告書は、勘定科目の明細を含む一式の写し、その他の資産負債の明細を示す書類を添付すること。
	財産に関する調書(第20号様式)		○	預貯金の「残高証明書」、土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」又は不動産の「鑑定評価書」
8	旅行業務に係る事業の計画(第21号様式)	○	○	
9	旅行業務取扱管理者選任一覧表(第22号様式)	○	○	雇用することが確実であると認められるものについては、本人の同意書、出向者については出向証明書、出向予定者については本人の同意書及び出向契約書を添付すること。 氏名変更等により管理者の名前と合格証の名前が異なる場合は、同一人物であることがわかるものを添付。
	旅行業務取扱管理者の合格証又は認定証の写し	○	○	
	旅行業務取扱管理者の履歴書(写真の添付は不要)	○	○	
	登録研修機関の過程を終了したことを証する書類	○	○	
	欠格事由に該当しない旨の誓約書(第19号様式)	○	○	本人が自署したもの。 役員又は代表者が管理者の場合は、宣誓書は1通で可。
10	取引額報告書(第9号様式)	△	△	地域限定旅行業で、複数の営業所を通じて1人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする場合に提出すること。
11	事故処理体制(第23号様式)	○	○	旅行業務取扱管理者は、責任者として体制を整えること。 香川県庁の連絡先を明記すること。
12	標準旅行業約款	△	△	新規の場合に提出すること。
	旅行業約款許可申請書	△	△	標準旅行業約款以外の約款を使用する場合に提出すること。
13	旅行業協会入会承諾書	△	△	新規の場合で、旅行業協会(JATA又はANTA)に加入する場合に提出すること。
14	供託書又は分担金納付書の写し	△	△	新規登録の場合は、完了届出書(第6号様式)に添付し、供託又は納付後に提出すること。更新の場合は、直近の取引額報告書による納付額を満たしたものを提出すること。